

韓国・台湾・中国における
抜け駆け商標出願・
登録対策マニュアル

平成 25 年 2 月



目 次

はじめに	1
1 商標の基本	2
2 韓国・台湾・中国における商標出願・登録情報の調査方法.....	11
3 抜け駆け登録への対応	18
4 抜け駆け出願の事例	20
5 支援機関・関係機関等	22

はじめに

中小企業のグローバル化が叫ばれる現在、長崎県でも多くの中小企業が、韓国や台湾、中国などアジア諸国への事業展開を進めています。

そうした中、我が国の商標がそれらの国々で第三者により出願・登録されるというケースが散見されるようになり、本県の企業が海外展開を行ううえで支障をきたすことが懸念されます。

これらの商標問題に対応するためには、各国の商標制度を理解するとともに、商標の出願・登録状況等を監視・把握し、自らの商標を早期に出願・登録するなど適切な対策が求められます。

このような問題意識の下、商標登録の重要性や抜け駆け商標登録への対応のポイント等について理解していただくため、本マニュアルを作成いたしました。

本マニュアルが韓国、台湾、中国で事業展開を考えられている県内企業の皆様の一助となれば幸いです。

なお、今回のマニュアル作成にあたり、ご協力いただきました関係機関及び関係者の皆様方に末筆ではございますが御礼を申し上げます。

平成25年2月

長崎県産業振興課長

1 商標の基本

商標とは、事業者が自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークであって、文字、図形、記号、立体的形状やこれらの結合、またはそれらと色彩との結合によって構成されるものです。

商標の構成	内 容
文字商標	文字からなる商標
図形商標	写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形から構成される商標
記号商標	暖簾（のれん）記号、仮名記号、アルファベット文字を輪郭で囲んだものなどや文字を図案化し組み合わせた記号からなる商標
立体商標	商標を立体化したもの、容器等を特殊な形状にして商標として使用するもの、人物や動物等を立体化し商標として使用するもの
結合商標	文字、図形、記号、色の2つ以上を組み合わせた商標

商標制度は、事業者が商品やサービスに付ける商標を保護することにより、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることを通じて、産業の発達に寄与するとともに需要者の利益を保護することを目的としています。

商標権の効力は、権利を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて外国にまで及ぶものではありません。したがって、外国での商標権取得を考える場合、権利を取得したい国の特許庁にそれぞれの法律に従って出願する必要があります。

韓国、台湾、中国では、日本と同様、同一又は類似の商標の出願があった場合、その商標を先に使用していたか否かにかかわらず、先に出願した者に登録を認める先願主義という考え方を採用しています。

	日本	韓国	台湾	中国
認定	先願主義	先願主義	先願主義	先願主義
存続期間	10年	10年	10年	10年
取扱機関	特許庁(JPO)	特許庁(KIPO)	經濟部知的財産局	中華人民共和國国家工商行政管理総局商標局
商標の範囲	①文字 ②図形 ③記号 ④立体的形状 ⑤ ①～④の結合 ⑥ ①～⑤と色彩との結合	①文字 ②図形 ③記号 ④立体的形状 ⑤ ①～④の結合 ⑥ ①～⑤と色彩との結合 ⑦動作 ⑧ホログラム	①文字 ②図形 ③記号 ④立体的形状 ⑤ ①～④の結合 ⑥ ①～⑤と色彩との結合 ⑦音	①文字 ②図形 ③立体的形状 ④ ①～③の結合 ⑤ ①～④と色彩との結合

	日本	韓国	台湾	中国
商標の種類	商品商標 団体商標 役務商標 地域団体商標 防護標章	商品商標 役務商標 団体標章 地理的表示団体標章 業務標章	商品商標 役務商標 証明標章 団体標章 団体商標	商品商標 役務商標 証明商標 団体商標 地理的標識商標
主な登録要件	自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標	特別顕著性を有する商標	商標の持つ本質的機能として、その商標により消費者が何人の業務に係る商品・サービスであるかを認識できる機能(商標としての識別力)を有すること	(1) 顕著性を有すること (2) 先行する他人の権利と抵触しないこと
登録できない主な商標(不登録事由など)	①その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 ②その商品又は役務について慣用されている商標 ③その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 ④ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 ⑤極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 ⑥①～⑤に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標	①商品の普通名称だけで表示された商標 ②慣用標章 ③商品の産地、品質、原料、効能、用途、数量、形状、価格、生産方法、加工方法、使用方法、時期などを普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 ④顕著な地理的名称、その略語又は地図だけでできた商標 ⑤簡単でありふれた標章のみからなる商標 ⑥ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 ⑦その他の需要者が誰の業務に関連した商品を表示するものかを識別できない商標 ⑧大韓民国の国旗、国章、大韓民国又は公共機関の監督用(証明用)認証又は記号などと同一類似のもの ⑨工業所有権の保護のためのパリ条約同盟国、世界貿易機構会員国、商標法条約締結国の国旗	①識別力のない商標(説明性標識、通用標章又は名称、その他の先天的識別力を具えない標識) ②商品又は役務の機能を発揮するためにのみ必要であるもの ③台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勳章又は外国の国旗又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第6条の3第3号によって通知した外国の紋章、国璽又は国の徽章と同一又は類似のもの ④国父(孫文)又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの ⑤台湾の政府機関又はその為催する博覧会の標章、又はこれらが授与する表彰状等と同一又は類似のもの ⑥国際的な政府組織又は台湾内外の著名で、且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他の記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆が誤認、誤信するおそれがあるもの ⑦国内外で品質管理	①中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、又は勳章と同一若しくは類似のもの、及び中央国家机关所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称及び設計と同一のもの ②外国の国名、国旗、国章、又は軍旗と同一若しくは類似のもの ③政府間で組織する国際組織の名称、旗、又は徽章と同一若しくは類似のもの ④監督用又は保証用の政府標識又は検査印と同一若しくは類似のもの ⑤「赤十字」、「赤新月」の名称、又は標識と同一若しくは類似のもの ⑥民族差別扱いの性格を帯びたもの ⑦商品の宣伝において、誇大性及び欺瞞性を帯びたもの

	日本	韓国	台湾	中国
	<p>⑦ 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標</p> <p>⑧ パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。)であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標</p> <p>⑨ 国際連合その他の国際機関を表示する標章で経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標</p> <p>⑩ 赤十字標章や国民保護特殊標章と同一又は類似の商標</p> <p>⑪ 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標で、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの</p> <p>⑫ 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体で営利を目的としないもの又は公益に関する事業で営利を目的としないものを表示する標章で著名なものと同一又は類似の商標</p> <p>⑬ 公の秩序又は善良の風俗を害するお</p>	<p>と同一又は類似のもの</p> <p>⑩ 国際赤十字社、国際オリンピック委員会、又は著名な国際機関の名称、略称、表彰と同一又は類似のもの</p> <p>⑪ WIPO から通知を受け特許庁長官が指定した同盟国などの紋章などと、同盟国などが加入した政府間国際機構の名称などと同一又は類似のもの</p> <p>⑫ 国家、人種、民族、公共団体、宗教又は著名な故人との関係を虚偽表示したり、これらを誹謗又は侮辱したり悪評を受けさせるおそれのあるもの</p> <p>⑬ 国家、公共団体、公益法人の営利を目的としない業務、公益事業を表示する表彰として著名なものと同一又は類似のもの</p> <p>⑭ 著名な業務標章と同一、類似のもの</p> <p>⑮ 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味と内容が一般人の通常の善良な風俗に反したり商品の流通秩序とその他の公共秩序を害するおそれのあるもの</p> <p>⑯ 政府や外国政府が開催したり承認下で開催された博覧会の賞牌、賞状又は包装と同一類似のもの</p> <p>⑰ 著名な他人の氏名、名称など、又はこれらの略称を含むもの</p> <p>⑱ 著名商標と混同を起すおそれのあるもの</p> <p>⑲ 商品の品質誤認又は需要者を欺瞞す</p>	<p>又は査証を表すのに用いる国の標識、マークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用するもの</p> <p>⑧ 公序良俗を害するもの</p> <p>⑨ 公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認、誤信させるおそれがあるもの</p> <p>⑩ 台湾又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用しており、且つ該外国は台湾と協定を締結する、又は同じ国際条約に加盟する、又はワイン又はリカーの産地表示の保護を相互に承認するもの</p> <p>⑪ 同一又は類似の商品又は役務について、他人の登録商標又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの(当該登録商標又は先に出願した商標の所有者が後の登録出願に同意し、且つ、明らかに不当な事情がないものを除く)</p> <p>⑫ 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標又は標章の識別力又は信用を損なうおそれがあるもの。(当該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願した場合を除く)</p>	<p>⑧ 社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの</p> <p>⑨ 県又はそれ以上のクラスの行政区画の地名及び一般に知られた外国地名当該商品の普通に用いられる名称、意匠、ひな形のみからなるもの</p> <p>⑩ 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したもの</p>

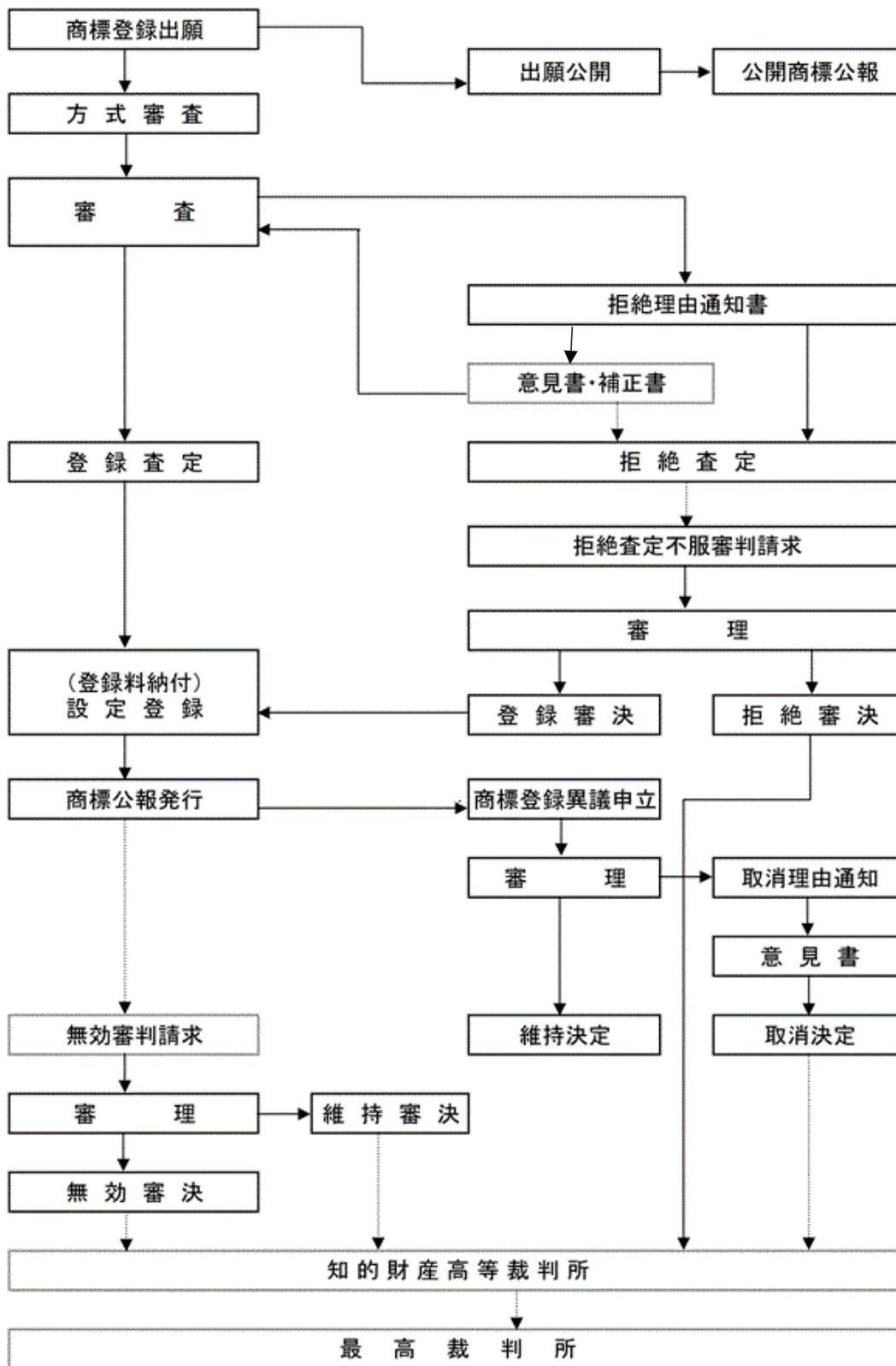
	日本	韓国	台湾	中国
	<p>それがある商標</p> <p>⑭他人の肖像、他人の氏名、名称、著名な雅号、芸名、筆名、これらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)</p> <p>⑮政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会で特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)</p> <p>⑯他人の業務に係る商品や役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標、これに類似する商標で、その商品や役務、これらに類似する商品や役務について使用をするもの</p> <p>⑰当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標、これに類似する商標で、その商標登録に係る指定商品や指定役務、これらに類似する商品や役務について使用をするもの</p> <p>⑱他人の登録防護標章と同一の商標で、その防護標章登録に係る指定商品、指定役務について使用をするもの</p> <p>⑲種苗法で品種登録を受けた品種の名称と同一または類似の商標で、その品種の種苗又はこれに</p>	<p>るおそれのあるもの</p> <p>⑳周知商標と同一類似のもの</p> <p>㉑国内又は国外の需要者間に特定人の商品を表示するものと認識されている商標、又は特定地域の商品を表示するものと認識されている地理的表示と同一類似の商標であって、不当な利益を得ようとしたり、特定人に損害を加えようとするなど不正な目的を持って使用するもの</p> <p>㉒商標登録を受けようとする商品又は商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみでできていたり色彩又は色彩の組合せのみからなるもの</p> <p>㉓世界貿易機構加入国内の葡萄酒及び蒸溜水の産地に関する地理的表示で構成されていたり同表示を含む商標であって、葡萄酒、蒸溜水又はこれと類似の商品に使用しようとするもの(地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品にし、地理的表示団体標章登録出願をした場合を除く)</p> <p>㉔種子産業法により登録された品種名称と同一又は類似の商標であってその品種名称と同一又は類似の商品について使用するもの</p> <p>㉕農産物品質管理法又は水産物品質管理法によって登録された他人の地理的表示と同一又は類似すると認識されている商品に使用するもの</p> <p>㉖大韓民国が外国と</p>	<p>⑬同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のものであって、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、当該他人の商標の存在を知っており、それを真似る意図で登録を出願した場合。(当該他人の同意を得て登録出願した場合を除く)</p> <p>⑭他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号を有するもの。(当該他人の同意を得て登録出願したものを除く)</p> <p>⑮著名な法人、商号又はその他の団体の名称を有し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのあるもの。(その同意を得て登録出願した場合を除く)</p>	

1 商標の基本

	日本	韓国	台湾	中国
	<p>類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p>㉑ 他人の業務に係る商品や役務と混同を生ずるおそれがある商標</p> <p>㉒ 商品の品質や役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標</p> <p>㉓ 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章等</p> <p>㉔ 商品又は商品の包装の形状で、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標</p> <p>㉕ 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標で、不正の目的をもって使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>二国間又は多国間で締結し発効された自由貿易協定により保護する他人の地理的表示と同一又は類似のもの（又はその地理的表示で構成されるか、その地理的表示を含むもの）として、当該地理的表示を使用する商品と同一もしくは同一と認識されている商品に使用するもの</p> <p>㉖ 先出願による他人の登録商標と同一又は類似のもの</p> <p>㉗ 商標権が消滅した日から1年が経過していない他人の登録商標と同一又は類似のもの</p>		
異議申立	公報の発行の日の翌日から起算して2月	公告日より2月	登録公告日より3月	公告日より3月

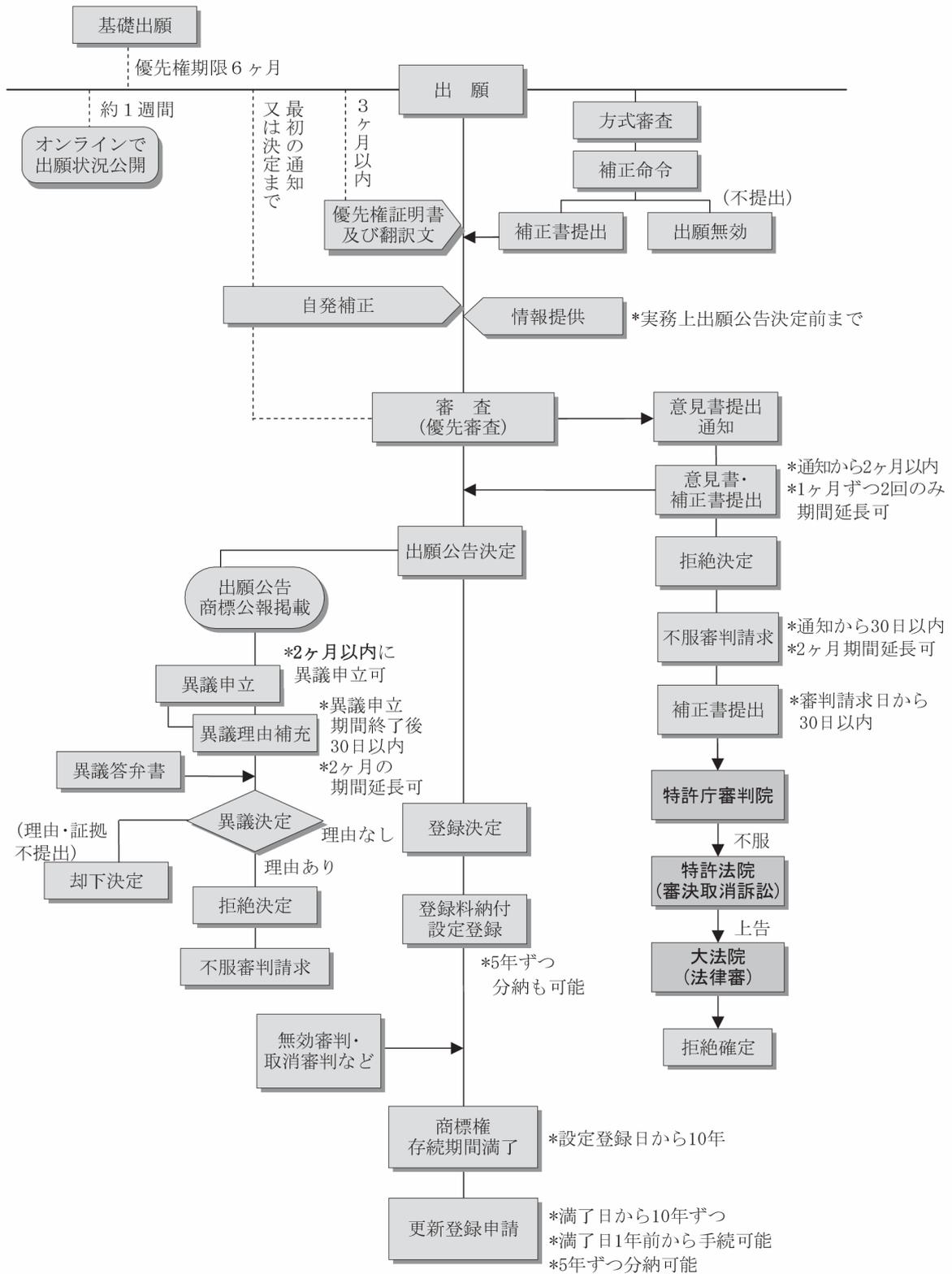
なお、日本、韓国、台湾、中国での商標権を取るための手続は、次のとおりです。

(1) 日本の場合



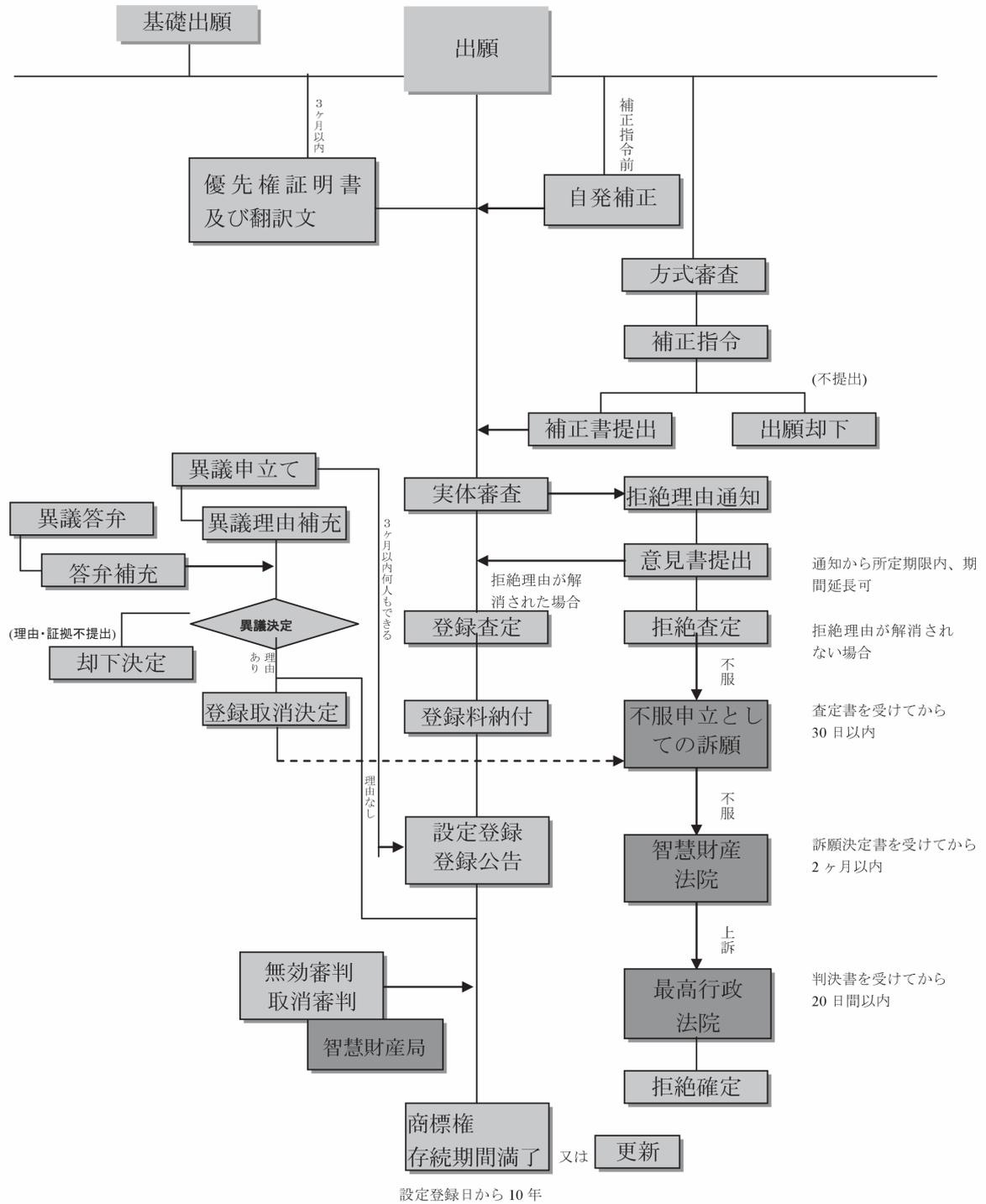
出典 特許庁ホームページ「商標権を取るための手続」

(2) 韓国の場合



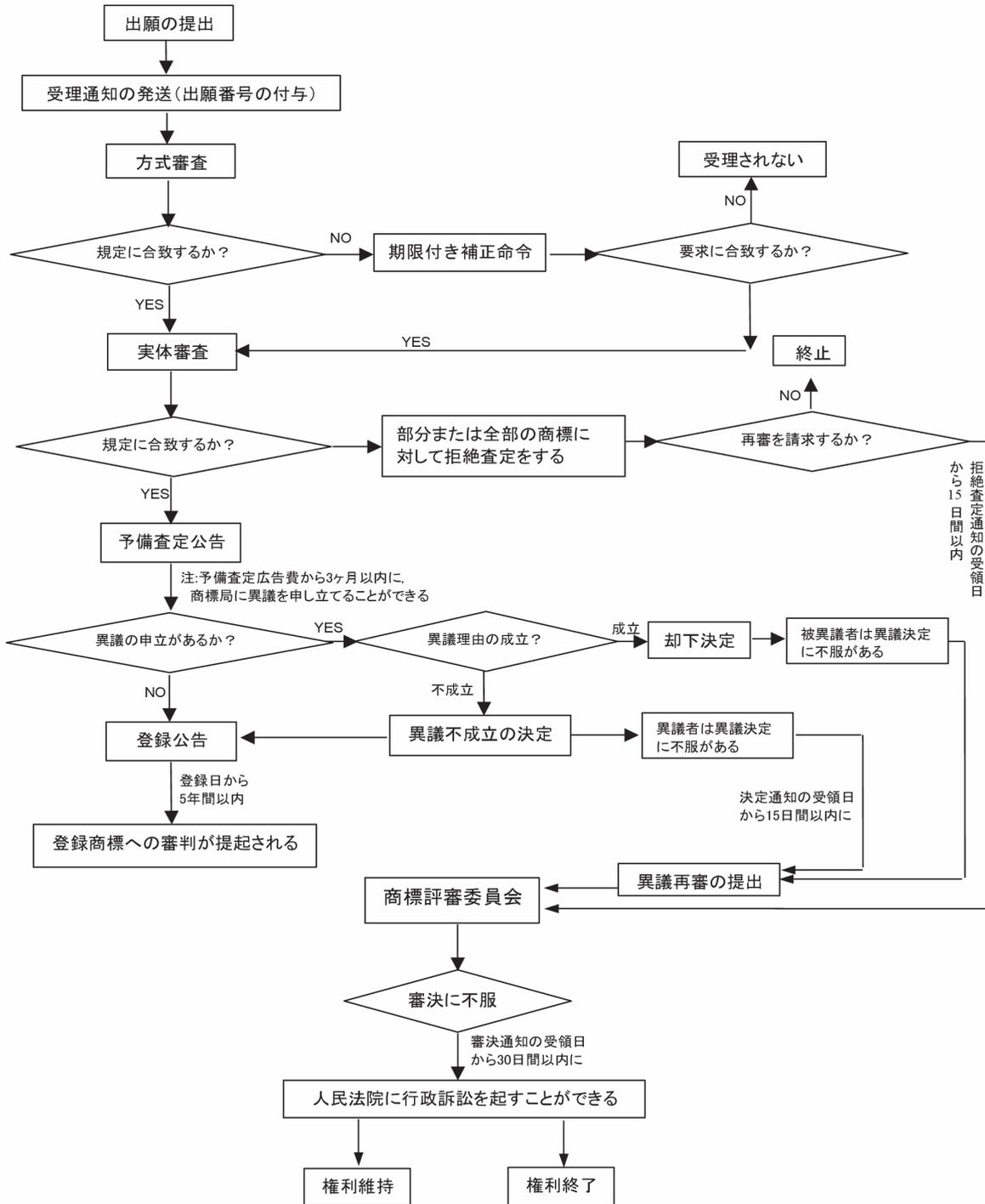
出典 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)「模倣対策マニュアル 韓国編 2012年3月」

(3) 台湾の場合



出典 財団法人交流協会「台湾模倣対策マニュアル 2012年3月」

(4) 中国の場合



出典 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)「模倣対策マニュアル 中国編 2012年3月」

2 韓国・台湾・中国における商標出願・登録情報の調査方法

すでに第三者によって同一・類似の商標が登録されている場合は、商標を使用することができず、商標権を侵害した場合は、それぞれの国の商標法の規定により刑罰を受ける場合があるので十分に注意しなければなりません。

したがって、海外で商品を販売するには、その国に先行の登録商標がないかを調査することが重要です。

海外での商標調査にあたっては、日本の弁理士や弁護士を介して現地の法制に精通した専門家（弁理士・弁護士など）に調査を依頼することが一般的ですが、インターネットを利用して、各国の特許庁が整備している無料の商標登録データベースにアクセスし簡単な検索を行うこともできます。

以下、韓国、台湾、中国のデータベースについて紹介します。

(1) 韓国における先行商標の調査について

韓国特許庁（KIPO^{※1}）が公開している知的財産権情報サービス「KIPRIS^{※2}」を利用します。

※1 Korean Intellectual Property Office) ※2 Korea Intellectual Property Rights Information Service

①アクセス先

トップページ（韓国語） <http://www.kipris.or.kr/kor/main/main.jsp>

英語版のウェブページ http://eng.kipris.or.kr/eng/main/main_eng.jsp

※Google や Yahoo! JAPAN などの検索サービスを行っているウェブサイトから「KIPRIS」で検索すると簡単です。



②操作手順

操作方法については、JETRO（日本貿易振興機構）が公開している「KIPRIS 簡易マニュアル」をご覧ください。

《最新のマニュアルの入手先》

JETRO のホームページ

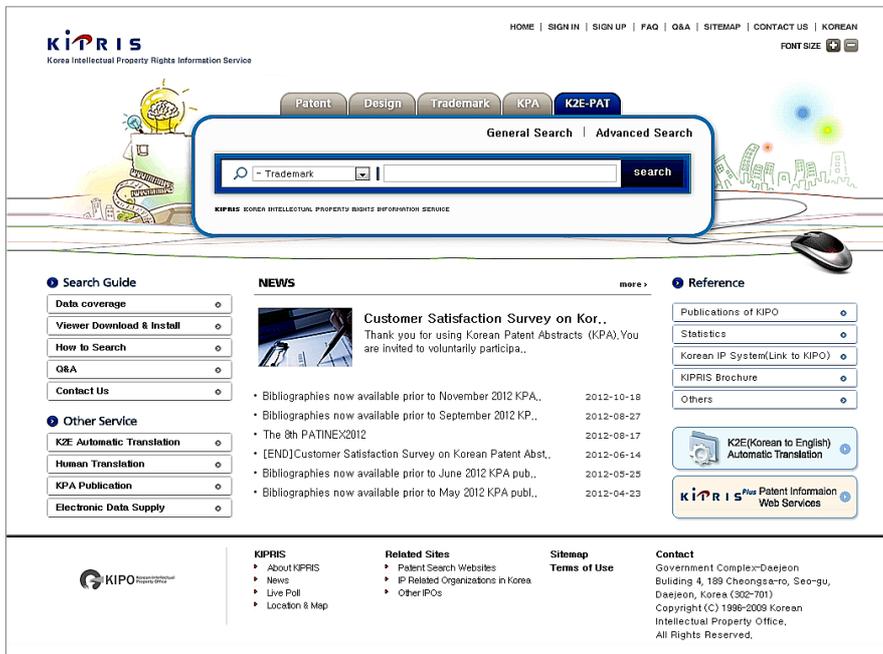
HOME>海外ビジネス情報>国・地域別情報>アジア>韓国>知的財産に関する情報

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>

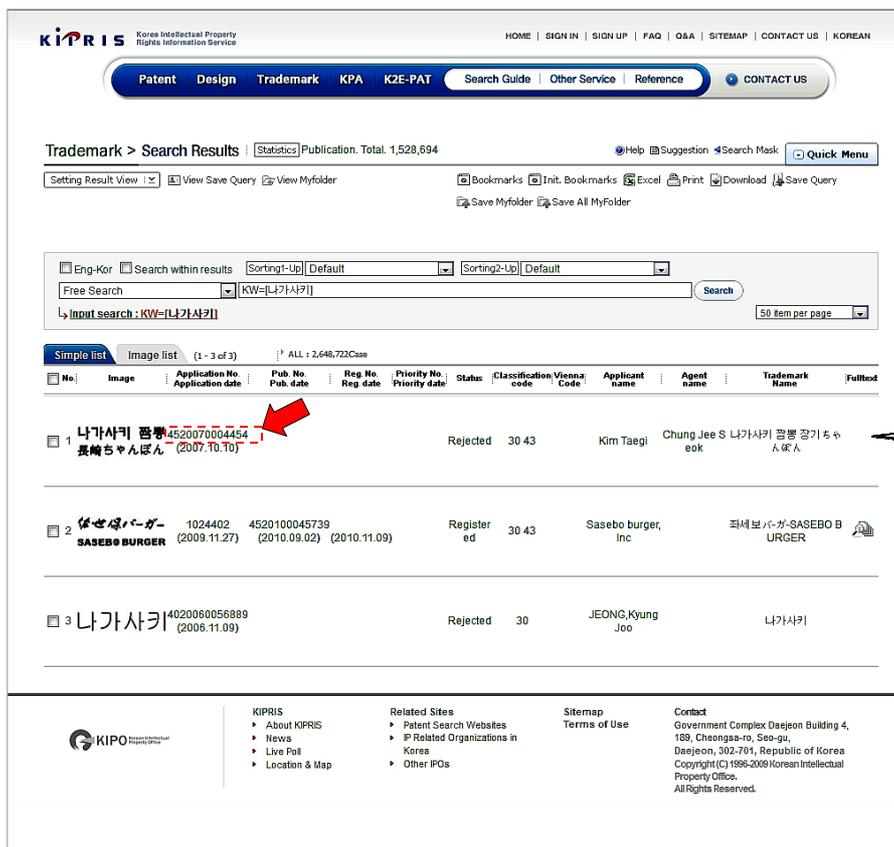


(参考)「長崎」で検索した場合の例

日本語や英語、韓国語の文字を入力して検索します。韓国語で検索する場合は、翻訳サイトを利用すると便利です。なお、日本語では検索にかからない場合が多くあります。



「長崎」を韓国語に翻訳した「나가사키」で検索した結果表示



「나가사키 짬뽕 長崎ちゃんぽん」の詳細表示

Document Details

Name: Korea: 나가사키 짬뽕 장기ちゃんぽん
English:

Classification: 30류(9Ed.) 43류(9Ed.)

Kind: 국내상표 복합문자 일반

Application No(Date): 4520070004454(2007.10.10)

Registration No(Date):

Publication Number(date):

Application Number(date):

Related Application No.:

Priority No.(Date):

Retracted Section(Date):

Final Disposal of an Application(Date): Decision of Refusal (General)(2008.11.05)

Trial Info:

Registration Status: Rejected

Sample image Zoom



Applicant

No.	Name(Code)	Address	Country
1	Kim Tae-g(420070415146)	부산광역시 서구...	KR

Agent

No.	Name(Code)	Address	Country
1	Chung Jee Seok(92002002598)	Seungso BID *F, **** Secho--dong, Seocho-gu, Seoul ***-***, Korea(NAMKANG LAW & IP)	KR

Vienna Code

No.	Vienna Code	Content

Legal Status

No.	Document	Receipt/Dispatched Date	Status	Receipt/Dispatched Number
1	[상표 등록원(상표서비스)상표등록출원서 (Trademark Registration Application/Service Mark Application for Trademark Registration)]	2007.10.10	수리 (Acceptance)	112007072815396
2	의견제출통지서 (Notification of reason for refusal)	2008.05.19	발송처리 완료 (Dispatched)	952008026682019
3	[지정기간연장기간연장(단속, 경과구제)신청서 (Designated Period Extension/ Application of Period Extension/Reduction, Progress relief)]	2008.07.21	수리 (Acceptance)	1120080503812696
4	[지정기간연장기간연장(단속, 경과구제)신청서 (Designated Period Extension/ Application of Period Extension/Reduction, Progress relief)]	2008.08.19	수리 (Acceptance)	1120080504261213
5	보정요구서 (Request for Amendment)	2008.08.22	발송처리 완료 (Dispatched)	152008010289949
6	[출원서등 보정(보완)서(납부자번호) (Amendment to Patent Application, etc.) Amendment(Payer number)]	2008.09.08	수리 (Acceptance)	112008059861023
7	[지정기간연장기간연장(단속, 경과구제)신청서 (Designated Period Extension/ Application of Period Extension/Reduction, Progress relief)]	2008.09.19	무효 (Invalidation)	112008066185378
8	보정요구서 (Request for Amendment)	2008.09.29	발송처리 완료 (Dispatched)	152008011602354
9	무효처분안내서 (Notice for Disposition of Invalidation)	2008.10.29	발송처리 완료 (Dispatched)	152008012264911
10	거절결정서 (Decision to Refuse a Patent)	2008.11.05	발송처리 완료 (Dispatched)	952008056331833

Designated goods

No	Code	Designated goods(english)
1	3000049	곡물을 주원료로 한 스텍식품
2	3000055	국수
3	3000062	라면
4	3000066	만두
5	3000068	면류
6	3000075	소면국수
7	3000076	수프용 파스타
8	3000077	스파게티
9	3000082	쌀을 주원료로 한 스텍식품
10	3000083	영양파스타
11	3000086	우동
12	3000088	인스턴트 소바국수
13	3000089	인스턴트 우동
14	4300001	간이식당업
15	4300002	간이음식점업
16	4300003	관왕음식점업
17	4300006	레스토랑업
18	4300009	비회식당업
19	4300010	서양음식점업
20	4300011	셀프서비스식당업
21	4300012	스넥바업
22	4300013	식당채인업
23	4300015	음식조리대행업
24	4300016	음식준비조달업
25	4300018	일반음식점업
26	4300019	일본음식점업
27	4300022	중국음식점업
28	4300024	카페테리아업
29	4300026	패스트푸드식당업
30	4300028	한식점업
31	4300030	휴게실업

法的措置狀況

指定商品の一覧

2008年11月5日に拒絶決定 (=審査の結果、審査官が出願を拒絶査定し、権利を付与しないことを決定)

- 1 곡물을 주원료로 한 스텍식품 (穀物を主原料としたスナック食品)
- 2 국수 (麵)
- 3 라면 (ラーメン)
- 4 만두 (餃子)
- 5 면류 (麵類)
- 6 소면국수 (そうめん)
- 7 수프용 파스타 (スープ用パスタ)
-

(2) 台湾における先行商標の調査について

台湾知的所有権局 (TIPO^{※3}) が公開している「商標検索システム」を利用します。

※3 Taiwan Intellectual Property Office

① アクセス先

http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/index.jsp

※Google や Yahoo! JAPAN などの検索サービスを行っているウェブサイトから「台湾 商標」で検索すると簡単です。



② 操作手順

操作方法については、特許庁のホームページで公開されている「經濟部智慧財産局サイト 商標検索システムの検索方法」をご覧ください。

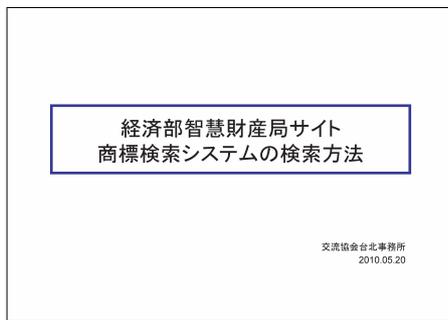
《最新のマニュアルの入手先》

特許庁のホームページ

HOME > 外国知的財産権情報 のページの「冒認商標対策」

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

經濟部智慧財産局サイト



(参考)「壹岐」で検索した場合の例

中国語で検索する場合は、翻訳サイトを利用すると便利です。なお、台湾の場合、中国語の繁体字が多く使われています。また、日本語では検索にかからない場合が多くあります。

日本語 OS のパソコンでは、文字化けが多少発生します。ブラウザの文字エンコーディング設定を「繁体字中国語(Big5)」にし、リロード(再読み込み)することで多くの場合解消されます。

「壹岐」を中国語(繁体字)に翻訳した「壹岐」で検索した結果

經濟部智慧財產局商標資料檢索服務
綜合(布林)查詢
【本資料僅供參考，不作為准駁依據。】

檢索條件：
1. 商標名稱：壹岐。

查詢結果：
共找到 2筆商標資料，目前顯示第 1-2 筆資料。

第 1 / 頁 / 共 1 頁

[使用說明](#) [預覽列印](#) [文字顯示](#) [影像顯示](#) | 中文造字安裝程式：(約 1.6M)

序號	申請案號	註冊/審定號	商標種類	註冊公告日期	商標名稱	專用期限	申請人
1	099009065	01440020	商標	099/11/16	壹岐っ娘畫像 (壹為日本漢字)(COLOR)	109/11/15	壹岐之藏酒造股份有限公司
2	099009060	01440017	商標	099/11/16	壹岐っ娘(壹為日本漢字)	109/11/15	壹岐之藏酒造股份有限公司

[使用說明](#) [預覽列印](#) [文字顯示](#) [影像顯示](#)

本頁產生時間為：2012/11/07 下午 08:07:34

影像顯示(画像表示)

經濟部智慧財產局商標資料檢索服務
綜合(布林)查詢
【本資料僅供參考，不作為准駁依據。】

檢索條件：
1. 商標名稱：壹岐。

查詢結果：
共找到 2筆商標資料，目前顯示第 1-2 筆資料。

第 1 / 頁 / 共 1 頁

[使用說明](#) [預覽列印](#) [文字顯示](#) [影像顯示](#) | 中文造字安裝程式：(約 1.6M)

申請號: 099009065 申請號: 099009060



[使用說明](#) [預覽列印](#) [文字顯示](#) [影像顯示](#)

本頁產生時間為：2012/11/07 下午 08:12:35

詳細画面

經濟部智慧財產局商標資料檢索服務

商標種類	商標	正商標種類	商標					
註冊/審定號	01440020	正註冊/審定號	01440020					
申請案號	099009065	國籍	日本					
申請日期	099/03/02	註冊日期	099/11/16					
審定公告日期		註冊公告日期	099/11/16					
審定公告卷期		註冊公告卷期	37-022					
優先權日期		優先權國家(地區)						
展覽會優先權日		展覽會名稱						
圖樣顏色	彩色	專用期限	109/11/15					
申請人/商標/標章權人	中文名稱	壹岐之藏酒造股份有限公司						
	中文地址	日本						
	英文名稱	IKINOKURA DISTILLERY CO., LTD.						
	日文名稱							
代理人	中文名稱	賴經臣						
	中文地址	臺北市松山區南京東路3段346號11樓						
代理人	中文名稱	宿希成						
	中文地址	臺北市松山區南京東路3段346號11樓						
圖樣中文								
圖樣英文								
圖樣日文								
圖樣記號								
聲明不專用								
商標圖樣描述								
說明文字內容								
商品類別	033	類似組群	050101、3201、3301、430201					
		商品名稱	酒(啤酒除外)。					
目前在案狀況								
評定	在案狀況	無	撤發	在案狀況	無	報廢	在案狀況	無
提評	在案狀況	無	撤銷廢止	在案狀況	無	再授權	在案狀況	無
授權	在案狀況	無	註展	在案狀況	無	移轉	在案狀況	無
禁止處分	在案狀況	無	認定質權	在案狀況	無	變更	在案狀況	無
異議	在案狀況	無						

說明：一 本電腦查詢報表所示資料，為目前辦理狀態，僅供參考，不得作為申請案准駁、權利異動及侵害他人權益與否之依據，各項權利異動狀態，仍請洽本局相關單位確認。
二 資料僅供參考，不作為准駁依據。

(3) 中国における先行商標の調査について

中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局が公開している中国商標データベース「中国商標網」を利用します。

①アクセス先

トップページ (中国語) <http://sbj.saic.gov.cn/sbcx/>
 英語版のウェブページ <http://sbcx.saic.gov.cn/trade-e/>

※GoogleやYahoo! JAPANなどの検索サービスを行っているウェブサイトから「中国商標網」で検索すると簡単です。



②操作手順

操作方法については、特許庁及び JETRO (日本貿易振興機構) が公開している「中国商標局のデータベース (中国商標網) による商標検索マニュアル」をご覧ください。

《最新のマニュアルの入手先》

特許庁のホームページ

HOME > 外国知的財産権情報 のページの「冒認商標対策」

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm



中国商標局サイト



(参考)「長崎」で検索した場合の例

日本語や英語、中国語の文字を入力して検索します。中国語で検索する場合は、翻訳サイトを利用すると便利です。なお、中国の場合、簡体字が多く使われています。また、日本語では検索にかからない場合が多くあります。

「長崎」を中国語（簡体字）に翻訳した「长崎」で検索した結果

查询结果(查到3条记录) (点击注册号/申请号或类号可以看详细信息) 查询内容是: 申请人名称(中文) 是: 长崎县; 选择的是: 精确查询				
序号	注册号/申请号	类号	商标	申请人
1	6999468	33	长崎	长崎县
2	6999469	30	长崎	长崎县
3	6999470	29	长崎	长崎县
仅供参考, 无任何法律效力, 请核实后使用				
<input type="button" value="打印"/>		<input type="button" value="关闭"/>		

長崎県が出願

注册号／申請号（登録番号／申請番号）「6999470」の詳細内容

商标的详细信息			
注册号/申请号	6999470	国际分类号	29
申请日期	2008-10-14		
申请人名称(中文)	长崎县	申请人地址(中文)	日本国长崎县长崎市江戸町2-13
申请人名称(英文)	GOVERNOR OF NAGASAKI PREFECTURE	申请人地址(英文)	2-13 EDO-MACHI, NAGASAKI CITY, NAGASAKI PREFECTURE, 850-8570, JAPAN
商标图像			商品/服务列表 鱼(非活的); 贝壳类动物(非活); 食用水生植物提取物; 鱼制食品; 水产罐头; 查看详情...
类似群	2902 2903		
初审公告期号		注册公告期号	
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限	年		
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	北京集佳知识产权代理有限公司
指定颜色	否	商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	商标已无效。
商标流程			
前一页 后一页			
仅供参考, 无任何法律效力, 请核实后使用			

注册 (= 登録) 公告期号・日期が空欄であるため、登録はされていません。※

※ 審査の結果、「公衆によく知られている外国の地名」という理由で拒絶査定されましたが、この決定により、「長崎」が第三者により抜け駆け登録される可能性が極めて低いことが確認されました。

3 抜け駆け登録への対策

(1) 抜け駆け登録されないためには

自社商標を他者に先駆けて出願することが唯一の手段です。また、同一あるいは類似の商標が使用された際に登録がなされていれば、商標権者として差止請求や損害賠償請求を行うことで、市場から排除することも可能です。

(2) 抜け駆け出願(登録)を発見した場合には

① 相手の権利を無効化するため法的措置をとる

出願中であれば、異議申し立てや情報提供など、その国の制度に基づく対抗手段の手続きを行います。また、登録がなされた場合には、無効審判請求が最も適当な手段です。手続きには、当該国の商標制度に精通し、現地代理人などのコネクションを持つ国内の弁理士事務所等を通じて行うことになります。

著名商標であることを主張して取消申立を行ったり、登録後3年間使用実績がなければ、不使用取消請求を行うなどの方法があります。いずれも相当の時間や経費、労力がかかることや、立証の難しさが大きなハードルとなります。

② 商標権を買い取るか使用料を支払う

抜け駆け登録者から買取や支払要求があった場合には、抜け駆け登録を助長させないためにも応じないことが適切です。

事情によっては、権利を買い取ったり、使用料を支払うこともやむを得ない場合がありますが、公的相談窓口や弁護士等にまず相談することが大切です。

(3) 詳しい対策を学ぶ

抜け駆け登録への最善の対策は、前述のとおり、他者に先駆けて出願することです。

しかしながら、特に中小企業では、商標の重要性や手続などが分からないため出願を見送ってきたなどの理由も少なからずあるかもしれません。

特許庁では、こうした問題に対し、支援するため、様々な資料を公開していますのでその一部を紹介します。

①「知っておこう商標のキホン ～商標制度の概要～」

初心者向けの資料ですが、商標の基礎知識から海外で商標を守るための解説がなされています。

特許庁のホームページの下記URLにアクセスしてご覧になることができるほか、(社)長崎県発明協会(大村市池田 2-1303-8)において、DVD版の貸し出しも行う

ています。

知っておこう商標のキホン ～商標制度の概要～

知っておこう商標のキホン 海外で商標を守るには
～商標制度の概要～

マドリッド協定議定書に基づく出願
世界統一の様式で一つの言語
(英語)により書類を作成
※一度に複数の国に出願可能

ブロードバンド (512k) ナローバンド (300k)

知っておこう商標のキホン ～商標制度の概要～	通して見る (約20分/84MB)
イントロダクション (約1分/5MB)	
商標とは (約3分/14MB)	
商標のはたらき (約4分/16MB)	
商標を登録するためには (約5分/22MB)	
商標権について～“似ている”とは～ (約3分/13MB)	
海外で商標を守るには (約1分/6MB)	
エンディング (約2分/9MB)	

地域団体商標 紹介ビデオ サポートします! 地域ブランド
～地域団体商標を登録するためには～

DVD版の貸し出しについて

もっと詳しく知りたい方はこちら
商標について

Copyright © Japan Patent office and INPIT. All Rights Reserved.

【特許庁ホームページ】http://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/kihon_video.htm

②中国、台湾版商標権冒認出願 対策マニュアル

企業や自治体の法務部門向けに最近の冒認出願の実例に鑑み、事前・事後にとり得る対策及び手続の流れ、実際に日本企業が第三者から商標を取り戻した事例等を紹介したマニュアルが公開されています。

【特許庁ホームページ】

ホーム » 外国知的財産権情報 » 冒認商標対策 » 中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策について

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

4 抜け駆け出願の事例

韓国、台湾及び中国での商標権をめぐることは、日本の地名や地域ブランド、日本企業が保有する著名な商標や著作物などについて、全く関係のない第三者によって商標出願される、いわゆる「冒認出願」といわれる事例が急増しています。

日本貿易振興機構（JETRO）が実施した調査（平成23年5月）によると、中国において27都道府県、3政令指定都市の名称について抜け駆け商標出願が確認されており、そのうち24府県と2政令指定都市名については、既に一部の出願が審査を経て登録されていることが確認されています。

なお、各種事例については、以下のウェブページに掲載されています。

日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ

「中国における日本の地名等に関する商標登録出願について」

http://www.jetro-pkip.org/html/zt_16_page_1.html

「中国商標権冒認出願判例・事例集」

http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2009051948891001.pdf

「韓国の知的財産権侵害判例・事例集」

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>

特許庁ホームページ

「中国の知的財産権侵害判例・事例集」

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

「台湾特許商標関連判例集」

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

中国で事業展開する企業が無用なトラブルに巻き込まれることがないように、長崎県は、平成20年10月に「長崎」を、魚介類，茶，菓子，しょうゆ，日本酒などの指定商品について商標出願し、平成21年11月に「中国において公衆によく知られている外国地名であるため登録できない」との理由により拒絶査定となったものの、本査定により、「長崎」は誰も商標登録ができないということを広く知らしめることができました。

一方、韓国では、平成19年10月に「長崎ちゃんぽん 나가사끼 짜뽕 장기ちゃんぽん」が抜け駆け出願されましたが、この出願については、韓国特許庁が、審査の結果、商品識別力がないこと（韓国商標法第6条第1項第7号）及び消費者

に商品の品質を誤認・混同させる虞があること(韓国商標法第7条第1項第1号)を理由に、権利を付与しない決定を下しました。

しかし、平成24年3月、今度は「長崎」の発音に近い「나가사끼」(ながさっき)と「ちゃんぽん」を意味する「짬뽕」を組み合わせた商標が韓国で抜け駆け出願されていることが判明しました。

そこで県では、韓国特許庁に対し、韓国で異議申し立てに準じる行為である「情報提供」の手続を行いました。

その結果、顕著な地理的名称であること(韓国商標法第6条第1項第4号)及び商品識別力がないこと(韓国商標法第6条第1項第7号)を理由に拒絶決定が行われました。

Document Details

Name	Korea : 나가사끼 짬뽕 English :
Classification	30류(9Ed.)
Kind	국내상표 한글상표 일반
Application No(Date)	4020110066620(2011.11.26)
Registration No(Date)	
Publication Number (date)	
Application Number (date)	
Related Application No.	
Priority No.(Date)	
Retroacted Section(Date)	(2011.11.26)
FinalDisposal of an Application(Date)	Decision of Refusal (General)(2013.01.29)
Trial Info	
Registration Status	Rejected

Sample image



Applicant

No.	Name(Code)	Address	Country
1	KIM, JONG SUB (420020208413)	대구광역시 남구...	KR

Agent

No.	Name(Code)	Address	Country

Vienna Code

No.	Vienna Code	Content

Legal Status

No.	Document	Receipt/Dispatched Date	Status	Receipt/Dispatched Number
1	[상표등록출원][상표]상표등록출원서 ([Trademark Registration Application][Trademark] Application for Trademark Registration)	2011.11.26	수리 (Acceptance)	112011093857446
2	[출원에 대한 정보(상표)]정보제출서	2012.08.02	수리 (Acceptance)	112012061873282
3	의견제출통지서 (Notification of reason for refusal)	2012.10.16	발송처리완료 (Dispatched)	952012061621117
4	정보제공에대한처리결과통지서	2012.10.16	발송처리완료 (Dispatched)	952012061621443
5	거절결정서 (Decision to Refuse a Patent)	2013.01.29	발송처리완료 (Dispatched)	952013006417356

1	[商標登録出願][商標]商標登録出願書	2011. 11. 26	受理
2	[出願に対する情報(商標)]情報提出	2012. 08. 02	受理
3	意見提出通知書	2012. 10. 16	発送処理完了
4	情報提供の処理結果通知書	2012. 10. 16	発送処理完了
5	拒絶決定書	2013. 01. 29	発送処理完了

5. 支援機関・関係機関等

(1) 長崎県内における知財総合支援窓口

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、その場で解決を図るワンストップサービスを提供する「知財総合支援窓口」が九州経済産業局により平成23年度に九州各県に開設されました。

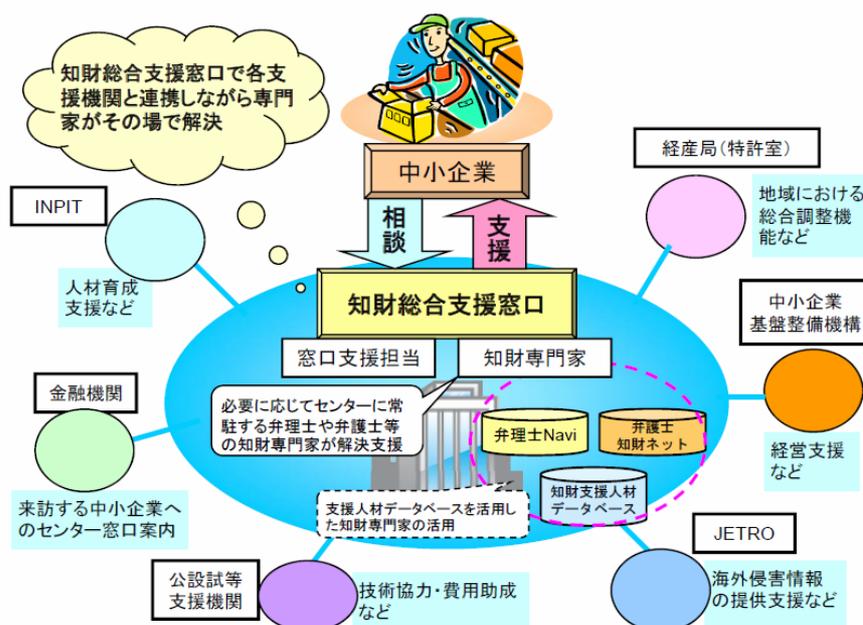
本県では「一般社団法人長崎県発明協会」が相談窓口となっており、大村、長崎、佐世保で開設日を設け、知財トータルサポーターが知的財産に関する各種相談のほか、内容に応じ専門家（弁理士）のアドバイスを受ける機会を設けています。

商標については、概要、先願調査の仕方、商標出願の方法、費用等に関する相談などを受けています。

開設地区	
大村	月曜日～金曜日（9:00～17:45） （社）長崎県発明協会（大村市池田 2-1303-8 工業技術センター内）
長崎	毎週 火・水曜日（10:00～16:00） （財）長崎県産業振興財団（長崎市出島 2-11 出島交流会館 6F）
佐世保	毎週 木・金曜日（10:00～16:00） （財）長崎県産業振興財団佐世保事業所 （佐世保市天満町 1-27 県北振興局天満庁舎 6F）

※ 開催日の詳細は、長崎県発明協会のホームページで確認ください。

なお、電話によるお問い合わせ、相談予約はすべて大村窓口（TEL 0957-52-1144）で受付けています。



出典：九州経済産業局「中小企業に対する新たな知財支援体制の構築のイメージ」

(2) 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」といいます）では、日本企業の海外展開支援や対日投資の促進、調査研究を通じた日本経済への貢献に取り組んでいますが、これらに関連して知的財産権保護のための調査および情報提供を行っており、ホームページで調査報告者やマニュアルなど役に立つ情報を公開しています。

また、これから海外への進出を考えている中小企業を対象に、中国、香港、タイ、米国、フランス、ドイツでの海外展開予定国における商標先行登録状況を調査し、報告書を作成、法的観点を含めた助言も行っています（中小企業商標先行登録調査・相談事業）。

○ジェトロ 「知的財産権保護」のウェブページ

<http://www.jetro.go.jp/theme/ip/>

(3) 弁理士

各国でそれぞれ違う商標制度に精通し、権利取得や冒認商標出願に対する法的対応のスペシャリストといえます。

日本弁理士会が公開している「弁理士ナビ」を利用すれば、条件に合った弁理士を簡単に探すことができます。

「弁理士ナビ」<http://www.benrishi-navi.com/>

生まれる**発明** 育てる**弁理士**

JPTA 日本弁理士会

弁理士ナビ

地域
を指定して弁理士を探す

中小・ベンチャー企業
に対応する意思のある弁理士を探す

大学・TLO
に対応する意思のある弁理士を探す

専門分野
から探す

取り扱い業務
から探す

簡単に検索したいときは
クイック検索

細かく検索したいときは
マルチ検索 (弁理士)

細かく検索したいときは
マルチ検索 (事務所)

「弁理士ナビ」は弁理士法第77条の2の規定に基づき「弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要な情報として公開するものです。
この利用目的に該当しない利用はご遠慮ください。この目的外利用に関わる問合せにはお答えできません。

★利用者の方へ
情報は弁理士会が保有する情報を公開する「基礎情報」と、会員からの申告による「任意情報」に分かれます。任意情報は申告に基づくものであるため、当会はそれらの情報について責任を負いません。
・法律により既に委任している事件と利益相反する事件を委任してはならないため、弁理士や事務所によっては仕事の依頼をお受けできない場合があります。

★会員の方へ
新規に情報を掲載したい方、掲載内容を変更したい方は[こちら](#)をご覧ください。

Copyright(c) Japan Patent Attorneys Association. All Rights Reserved.

(5) その他関係機関

一般社団法人 長崎県発 明協会	知財総合支援窓口	〒856-0026 大村市池田2丁目1303-8 長崎県工業技術センター内 電話:0957-52-1144 FAX:0957-52-1145 URL: http://www6.ocn.ne.jp/~jiii/ippansyadan/tokukatu.htm
特許庁	総務部 国際課	〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 電話:03-3581-1101(内線 2565) FAX:03-3581-0762 URL: http://www.jpo.go.jp/indexj.htm
九州経済 産業局	地域経済部 特許室	〒813-8546 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館(6階、7階) 電話:092-482-5463 FAX:092-482-5392 URL: http://www.kyushu.meti.go.jp/aboutmeti/mis/tokkyo/default.htm
長崎県	産業労働部 産業振興課	〒850-8570 長崎市江戸町2-13 電話:095-895-2637(ダイヤルイン) FAX:095-895-2579

独立行政法人日 本貿易振興機構 (ジェトロ)	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル(総合案内 6階) 電話:03-3582-5511(総合案内) URL: http://www.jetro.go.jp/indexj.html
ジェトロ ソウル事務所	3rd Floor, Young Poong Bldg., 33 Sorin-dong, Chongro-ku, Seoul, REPUBLIC OF KOREA 電話:+82-2-739-8657 FAX:+82-2-739-4658 URL: http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/kr_seoul/
ジェトロ 広州事務所	2601, CITIC Plaza, 233 Tian He Road North, Guangzhou 510613, CHINA 電話:+86-20-8752-0060 FAX:+86-20-8752-0077 URL: http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_guangzhou/
ジェトロ 上海事務所	21st Floor, Shanghai International Trade Centre., 2201, Yan An Xi Road, Shanghai 200336, CHINA 電話:+86-21-62700489 FAX:+86-21-62700499 URL: http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_shanghai/

ジェトロ 大連事務所	Senmao Building 19F, 147 Zhongshan Road, Dalian 116011, CHINA 電 話 : +86-411-83609-418 F A X : +86-411-83609-498 U R L : http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_dalian/
ジェトロ 青島事務所	Room 12-D, Cosco Plaza, 61Hong Kong Middle Road, Qingdao, Shandong, 266071, CHINA 電 話 : +86-532-83878909 F A X : +86-532-83878900 U R L : http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_qingdao/
ジェトロ 北京事務所事務 所知的財産部	7003 Chang Fu Gong Office Building, Jia-26, Jian Guo Men Wai Street, Beijing, CHINA 100022 電 話 : +86-10-6528-2781 F A X : +86-10-6528-2782 U R L : http://www.jetro-pkip.org/
ジェトロ 武漢事務所	12 Floor, Bldg A, New World Center, 634 Jie Fang Road, Wuhan 430032, CHINA 電 話 : +86-(0)27-8359-0755 F A X : +86-(0)27-8359-0726 U R L : http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_wuhan/
ジェトロ 香港事務所	Room4001, 40/F., Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wan Chai, HONG KONG, CHINA 電 話 : +852-2526-4067 F A X : +852-2868-1455 U R L : http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_hongkong/law-tax/
公益財団法人 交流協会	〒106-0032 東京都港区六本木3丁目16番33号青葉六本木ビル7階 電 話 : 03-5573-2600 (代表) F A X : 03-5573-2601 U R L : http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/Top
公益財団法人 交流協会 台北事務所	Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st., Taipei 10547 電 話 : +886-2-2713-8000 (代表) F A X : +886-2-2713-8787 U R L : http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top
公益財団法人 交流協会 高雄事務所	9F、10F 87 Hoping 1st. Rd, Lingya Qu Kaohsiung Taiwan. 電 話 : +886-7-771-4008 (代表) F A X : +886-7-771-2734 U R L : http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3_contents.nsf/Top
一般社団法人 発明推進協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館 U R L : http://www.jiii.or.jp/
一般社団法人 発明推進協会 アジア太平洋 工業所有権 センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-4-2 商工会館：弁理士会館ビル5F 電 話 : 03-3503-3025 F A X : 03-3503-3239 U R L : http://www.jiii.or.jp/apic/jp/top.htm

5. 支援機関・関係機関等

日本弁理士会	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部 ビルディング14階 電 話：03-3581-1121(代) FAX：03-3581-9188 URL：http://www.jpaa.or.jp/
日本弁理士会 九州支部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目1番1号 福岡朝 日ビル8階 電 話：092-415-1139 FAX：092-415-1169 URL：http://www.jpaa-kyusyu.jp

参考文献

- 特許庁「商標権を取るための手続」(ホームページ)
- 独立行政法人日本貿易振興機構「模倣対策マニュアル 韓国編 2012年3月」
- 独立行政法人日本貿易振興機構「模倣対策マニュアル 中国編 2012年3月」
- 財団法人交流協会「台湾模倣対策マニュアル 2012年3月」
- 群馬県産業経済部工業振興課「商標の中国・台湾における抜け駆け登録対策マニュアル」
- 独立行政法人日本貿易振興機構「KIPRIS 簡易マニュアル」
- 財団法人交流協会台北事務所「經濟部智慧財産局サイト 商標検索システムの検索方法 2010.05.20」
- 独立行政法人日本貿易振興機構「中国商標局のデータベース(中国商標網)による商標検索マニュアル」2012年12月
- 特許庁「知っておこう商標のキホン ～商標制度の概要～」(ホームページ)
- 独立行政法人日本貿易振興機構「中国商標権冒認出願対策マニュアル 2009年改訂増補版」
- 財団法人交流協会「台湾で第三者に先取り登録された商標・サービスマークの保護」2008年3月
- 独立行政法人日本貿易振興機構「中国における日本の地名等に関する商標登録出願について」
- 独立行政法人日本貿易振興機構「中国商標権冒認出願判例・事例集」
- 独立行政法人日本貿易振興機構「韓国の知的財産権侵害判例・事例集」
- 特許庁「中国の知的財産権侵害判例・事例集」
- 特許庁「台湾特許商標関連判例集」

協力機関

- 一般社団法人 長崎県発明協会
- 独立行政法人 日本貿易振興機構

韓国・台湾・中国における抜け駆け商標出願・登録対策マニュアル

平成 25 年 2 月発行

発行 長崎県

(産業労働部地域産業振興班)

電話:095-895-2637

FAX:095-895-2579

e-mail:tss05155@pref.nagasaki.lg.jp

※本マニュアルに掲載されている内容は、平成 25 年 2 月現在の情報に基づくものです。